

上場会社名 株式会社 ケーヨー
 代表者名 代表取締役社長 醍醐 茂夫
 (コード番号 8168 東証 1 部)
 問い合わせ先 常務取締役社長室長 実川 浩司
 TEL 043-255-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成 27 年 5 月 21 日開催予定の第 77 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- 1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- 2) 併せて、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任免除の規定および責任限定契約を締結できる旨の規定の新設を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| 第 1 条～第 16 条 (条文省略) 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第 17 条 (条文省略) (取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は 15 名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) | 第 1 条～第 16 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第 17 条 (現行どおり) (取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役に除く)は 15 名以内とする。 <u>2 監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u> (取締役の選任) 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2 (現行どおり) |

(取締役の任期)

第20条 (条文省略)

- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会の招集)

第23条 (条文省略)

- 2 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(新設)

(新設)

(取締役会規則)

第24条 (条文省略)

(新設)

(新設)

第5章 監査役及び監査役会

(新設)

(取締役の任期)

第20条 (現行どおり)

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任されたものの任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してこれを定める。

(取締役会の招集)

第23条 (現行どおり)

- 2 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。
- 3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第24条 当社は、会社法399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第25条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第27条 当社は監査等委員会を置く。

| | |
|---|--|
| <p>(監査役及び監査役会) <u>第 25 条</u> 当社は、監査役及び監査役会を置く。 <u>2</u> 当社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) <u>第 26 条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>2</u> 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) <u>第 27 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2</u> 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) <u>第 28 条</u> 監査役会は監査役の中から、1 名以上の常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等) <u>第 29 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役会の招集) <u>第 30 条</u> 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。 (新設)</p> <p>(監査役会規則) <u>第 31 条</u> 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 32 条</u>～<u>第 34 条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第 35 条</u> 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得てこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p><u>第 36 条</u>～<u>第 38 条</u> (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第 28 条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。 <u>2</u> 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則) <u>第 29 条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 30 条</u>～<u>第 32 条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第 33 条</u> 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p><u>第 34 条</u>～<u>第 36 条</u> (現行どおり)</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 5 月 21 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 5 月 21 日

以上